

 \bigcirc

 \circ

に改める。

平成15年4月30日(水) 第1435号

毎週火・金曜日発行

次 目

	古	亦				
許可を受けなければ屋外において集積し、	又は貯蔵してはス	ならない物の指	章:	(環	境保護課	₹)597
山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交				-		-
土地改良区の役員の退任の届出				•		
土地改良区の役員の就任の届出			•) 同
土地区画整理組合の理事の就任の届出			•		市計画課	₹)599
土地区画整理組合の定款の変更の認可				-) 同
道路の区域の変更				•		()同
県道の供用の開始		.		同)600
道路の区域の変更		•	. (庄内絲	· · 合支庁建	設総務 課	,
一般国道の供用の開始			•)同
		告	`			, , , ,
	Δ'					
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申	請		. (村山絲	合支庁企	:画振興課	!) 同
特定非営利活動法人の設立の認証の申請			. (庄内絲	合支庁企	:画振興課	₹)601
大規模小売店舗の新設の届出				(商	i業振興課	引…同
県営住宅入居者の一般公募			(庄	内総合支	庁建築課	₹)602
一般競争入札の公告				(出	l 納	3)605
	正	誤				
	正	祆				
	=					
<u>_</u>	-	<u> </u>				
山形県告示第472号						
山形県立自然公園条例(昭和33年7月県条例						ければ屋
外において集積し、又は貯蔵してはならない物	を次のとおり指え	定し、平成15年	F 6 月 1 E	から施行	īする。	
平成15年4月30日						
	ι	山形県知事	髙	橋	和	雄
土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第	137号)第2条	第1項に	規定する	廃棄物、	資源の有
効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第	48号)第2条第	4 項に規定する	。 再生資源	及び同条	第5項に	規定する
再生部品						
山形県告示第473号						
山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付	規程の一部を改善	正する規程を次	てのように	定める。		
平成15年4月30日						
	l	山形県知事	髙	橋	和	雄
山形県社会福祉施設整備資金利子補助金	交付規程の一部を	を改正する規程	Ē			
山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付	規程(昭和42年	7月県告示第6	97号)の ⁻	一部を次の	のようにi	改正する。

第2条第1項中「年0.225パーセント」を「年0.2パーセント」に、「年0.45パーセント」を「年0.4パーセント」

和

雄

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成15年4月11日から適用する。
- 2 平成15年4月11日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入残高に乗ずる割合につい ては、なお従前の例による。

山形県告示第474号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、梨郷土地改良区の次の役員が退任した旨の届 出があった。

山形県知事 髙 橋

平成15年4月30日

							>>(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-5 11-5	15	MF
理事及び監事の	別		氏	£	3		住		所	
理	事	小	林	康	男	南陽市季	以鄉1399番地	თ 1		
同		鈴	木	清	市	同	1365番地	か 1		
同		松	木	和	夫	同	889番地			
同		渡	部	和	男	東置賜君	『川西町大字	西大塚567番	地	
同		高	橋	万	次	南陽市季	以郷2128番地	の 1		
同		中	村		孝	同	861番地			
同		高	橋	和	夫	同	739番地の) 2		
監	事	石	Щ	元	次	同	697番地の) 1		

山形県告示第475号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、梨郷土地改良区の役員に次の者が就任した旨 の届出があった。

谷 秀

森

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

一 東置賜郡川西町大字大塚2175番地

理事及び監事の別	氏	名	住 所
理事	鈴 木	清市	南陽市梨郷1365番地の 1
同	渡部	和 男	東置賜郡川西町大字西大塚567番地
同	松木	和夫	南陽市梨郷889番地
同	鈴 木	隆	同 1398番地の1
同	鈴 木	市右工門	同 754番地の 5

監	事	森	谷	秀	_	東置賜郡川西町大字大塚2175番地
	同	鈴	木	周一	郎	南陽市梨郷2045番地

山形県告示第476号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、鶴岡市遠賀原土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

住 所

氏 名

鶴岡市大字遠賀原字高間々 13番地

齋 藤 久 勝

山形県告示第477号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 組合の名称

鶴岡市遠賀原土地区画整理組合

2 事務所の所在地

鶴岡市大字遠賀原字高間々91番地1

3 設立認可の年月日

平成13年6月12日

4 変更認可の年月日

平成15年4月30日

山形県告示第478号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年4月30日から同年5月13日まで縦覧 に供する。

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
西村山郡大江町大字月布字地ノ沢518番1から同 大字貫見字辺回り735番1まで		IΒ	17.0 メートル ・ 8.0	201	メートル
同	上	ŻC	17.0 メートル ・ 8.0	同。	Ł
同	上	新	41.0 メートル ・ 22.0	149	メートル

報

山形県告示第479号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年4月30日から同年5月13日まで縦覧に供する。

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 大汀西川線

2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字月布字地ノ沢518番1から

同 大字貫見字辺回り735番1まで

3 供用開始の期日 平成15年4月30日

山形県告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月30日から同年5月13日までに縦覧に供する。

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市大字関根字堂の入28番1から 同 30番1まで		IΒ	15.7 メートル ≀ 15.0	14
同	Ŀ	新	17.0 メートル ≀ 15.0	同上

山形県告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月30日から同年5月13日まで縦覧に供する。

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 345号

2 供用開始の区間 鶴岡市大字関根字堂の入28番1から

同 30番1まで

3 供用開始の期日 平成15年4月30日

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成15年4月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的 (1) 名 称

特定非営利活動法人 高齢者の心身を支える会

(2) 代表者の氏名

山本 照子

(3) 主たる事務所の所在地

山形市鉄砲町二丁目8番29号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や一人暮らしの方が、生きる意味、目的、価値についての心のケアをすることを第一義とし、誰でも一度はたどる高齢者の心の励みや安らぎを得る事が出来るようなさまざまな活動支援を通じて、人生の最後まで前向きに生きられるよう手助けすることをめざす。また、緊急事態の適切な処置や防止を図り、不安を解消し、安心して生活を送っていただけるよう高齢者の安全をお守りするため、市民、企業、行政と協働して地域発展の活動を支え、ひいては地域社会の公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成15年3月28日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 庄内海岸のクロマツ林をたたえる会

(2) 代表者の氏名

砂山 弘

(3) 主たる事務所の所在地

山形県酒田市上安町二丁目20番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、公益の理念によって先人が植栽し、今も公益の役割を果たしている庄内海岸のクロマツ林を理解し、啓発に努めその環境を保全し、健全で有用な砂防林として未来に引継ぐことを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所に おいて平成15年8月30日まで縦覧に供する。

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ相生町店

米沢市相生町1773番3外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

株式会社エイアンドシー 山形市西田五丁目26番1号

代表取締役 高橋 国夫

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

株式会社エイアンドシー 山形市西田五丁目26番1号

代表取締役 高橋 国夫

その他は未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年12月22日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 2,328.04平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 190台
- (2) 駐輪場の収容台数 65台
- (3) 荷さばき施設の面積 152.01平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 64.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 株式会社ヤマザワ 午前9時から午後10時まで
 - ロ 株式会社エイアンドシー 午前10時から午前0時まで
 - 八 その他の小売業者 午前9時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後8時まで
- 8 届出年月日

平成15年4月21日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年8月30日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

翢 犇 の 家 い 有 当 る 月分 谻 敷 m 田 田田 000 38,300 40,200 900 900 ,300 ,300 収入が238,0 を超え268,0 以下の者 50, 50, 5 5 田田 田 400 000 44,100 100 009 9 収入が200,(を超え238,(以下の者 33 35 4 4 4 賃 田田 88 900 300 200 ,200 700 700 収入が178,(を超え200,(以下の者 28, 30, 38, 38, 38, 38, 田田 田 88 ,000 300 33,100 33,100 ,500 ,500 55年4 25, 26, 坂 人 が は 以 で り で り り り り 33, 33, 田田 Н 88 淅 300 ,200 200 000 000 300 収入が123,0 を超え153,0 以下の者 28, 28, 28, 22 28 2 収入が 123,000円 以下の者 17,400 18,300 23,000 23,000 300 23,300 23, 特定目的用 (職·學智期) 特定目的用 (醫·鄭智 般用 般用 尔 田 般 \times 퉣 数 ◁╚ 1万当た17 住戸専用 面 東方メートル 63.9 0 $^{\circ}$ 0 0 椝 69 69 64 69 69 宅形式 \mathbf{x} 猫 \Box $^{\circ}$ |市こがね町 |目21 - 11 雪士見町: - 118 囙 東泉町[5 - 21 払 佄 [三乙 15 Ш 朌 田卜 Ш [三 回一 回训 栅 県営住宅の名称 がねアパ 号C :泉アパー :B 海アパー PD 海アパー ·D 海アパー .D 冭 鳥海ア/ 号D IJĊ 黑号 弧巾 弧巾 弧巾 上郎 加 7 7 回上 回上 ⊪ Ⅰ 回ム 回上 回上

603

- (注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
 - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
 - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
 - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
 - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
 - (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者 1 人につき 500,000円 (その者の所得金額が 500,000円未満である場合には、当該所得金額)
 - (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫 1 人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (^) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯 で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成15年5月7日から5月13日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年5月13日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 庄内総合支庁建設部建築課
- 5 入居の時期 平成15年6月下旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超精密非球面研削盤等の調達について、一般 競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年4月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成15年6月11日(水) 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量

超精密非球面研削盤 一式

超精密複合マイクロ加工機 一式

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成16年3月19日
- (4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センター
- (5) 入札方法 (1)の から までごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の100分の 5 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 10の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課契約係 電話番号023(630)2723
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則 昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

- 10 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成15年6月2日(月)までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Hight Precision non-spherical Forming Grinder Quantity: 1

Super Precision Nano Machining Center Quantity: 1

- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 19, 2003
- (3) Contact point for the notice: Contrancts Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2723

			正	誤	
発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正
平成15. 4.15	第1431号	527	18	859番地の 1	甲859番地の 1
同	同	529	14	大字白鳥1045番地の3	大字白鳥1045番地の3
同	同	同	15	大字大久保甲1452番地	大字大久保甲1452番地
同	同	同	16	大字白鳥1164番地	大字白鳥1164番地